

いじめの防止と対策の基本方針

掛川特別支援学校御前崎分校

平成 30 年 4 月作成
令和 8 年 9 月改定

Ⅰ いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、「いじめ防止対策推進法」の施行を受け策定されたは、平成 30 年 3 月 2 日付「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針（改訂版）」を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

2 基本的な考え方

(1) いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等該当児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

いじめ防止対策推進法（定義）第 2 条より

(2) いじめに対する基本的な考え方

ア いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。

イ いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。

いじめの加害生徒・被害生徒は入れ替わることが起こり得るものである。

加害者や被害者になりそうな生徒を発見・予見して対応しようとするのではなく常に生徒等全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。

ウ 「些細な事」と判断せず、いじめを見逃さない。

エ 校外で起こるいじめもあることから、日頃から家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

オ 一つ一つの行為がいじめにあたるかどうかの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立って考える。例えば、けんかやふざけ合いであっても、子どもが心身の苦痛を感じた場合はいじめにあたりと判断する。

(3) いじめの種類

ア ひやかし・からかい・悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

イ 仲間はずれ、集団による無視

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。

エ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。

オ 金品をたかられる。

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

ク パソコンや携帯電話等 SNS 上で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

ケ その他

3 いじめを未然に防止するための取組

(1) 生徒に対して

ア 「居場所」と「絆」のある学校・学級づくり

集団内での役割を担い、達成感や成就感を感じる経験を積ませることや温かい人間関係の中でお互いを認め合う集団作りの取組を推進する。

イ 「規範意識」の向上と「礼節ある態度」の育成

規範意識の醸成や礼節ある態度の育成を通して、善悪の判断力を高め、良い生活習慣につなげる。

ウ 「分かる授業づくり」と「基礎・基本の定着」

分かる授業をし、学力の基礎・基本と学習習慣の定着を図り、学習に対する達成感や成就感をもたせ、生徒の心や生活の安定につなげる。また、学級活動や生徒会活動など、生徒が主体的にいじめについて考え、議論すること等、いじめの防止に資する活動を推進する。

エ 「生命」や「人権」を大切にする指導

教育活動全体をとおして、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さや相手を思いやる心の醸成を図る。

オ 「情報リテラシー」・「情報モラル」の育成

情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者にならないよう継続的に指導する。

(2) 学校全体として

ア いじめに取り組む方針の明確化

- ・全職員で方針を共通理解し、情報が確実に把握できる体制を整備する。

イ 全教職員の危機意識の向上

- ・高い人権意識を身に付けた教職員の育成を図る。（職員研修の実施）
- ・いじめ防止に関する研修会を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

ウ 互いに伝え合う職員集団

- ・日々の情報収集と情報共有により、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。
- ・いじめ基本方針をはじめとするいじめ防止の取組について、生活アンケート及び学校評価の中で取組の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・職員会議や企画会、学年主任者会等において、いじめに関する情報交換を行い、いじめに関する情報共有を図る。

4 いじめを早期発見するための取組

(1) 校内連携体制の充実

- ア 小さいいじめのサインを見逃さないきめ細かな情報交換
- イ 全教職員による生徒の行動、言動などに関する情報の共有と、生徒の障害特性や発達段階を考慮した指導の共有

(2) 共感的な人間関係の醸成

- ア 生徒の立場に立った人間味のある温かい指導
- イ 生徒一人一人との触れ合い
- ウ 自分や友達の良さを伝え合い、互いの存在を認め合う指導

(3) アンケート調査等の効果的な実施

- ア 生徒対象のアンケート調査（年2回）
保護者対象のアンケート調査（年2回）
- イ アンケートを基に部主事、特別支援教育コーディネーターが行う個人面談による生徒の聴き取り調査（年3回）
- ウ 学級担任による保護者との連絡・連携、協力依頼（日々の連絡帳でのやり取り等）

5 いじめ発見後の早期解決のための取組

(1) 事実関係の把握

- ア いじめの発見・通報を受けたら「人権教育及びいじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 5W1H「いつ・どこで・誰が・何を・なぜ」1H（どのように）が時系列になるように、複数の職員で同時確認する。
- ウ 双方から話を聞く時は慎重かつ注意深く進め、事実をつきあわせ、矛盾がないか整理する。

(2) 管理職への報告

- ア どのケースも緊急事態の意識をもち、聴き取りや調査を行い、結果を速やかに管理職に報告する。
- イ 情報提供者への配慮を怠らないようにする。

(3) 対応方針の決定

- ア 調査結果をもとに、「人権教育及びいじめ対策委員会」において対応方針を決定。結果を全職員に周知し、迅速に対応する。
- イ 保護者に学校の方針を伝達する。必要に応じて、家庭訪問を実施する。

(4) いじめが解消している状態について

いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでおり、いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていない状態のことと捉える。

(5) 被害者・保護者に対して

ア 被害者の意向を汲み、安心して学校生活を送るための具体的なプランを提示する。

イ 心のケアや登下校・休み時間等の見守りを継続する。

ウ 解決後、保護者に経過等を定期的に報告する。

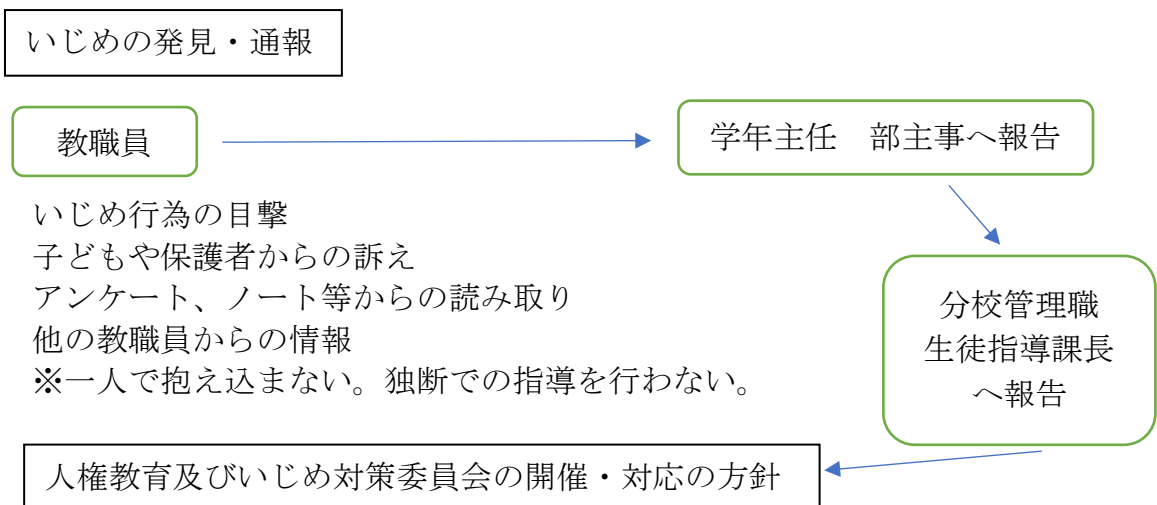
(6) 加害者・保護者に対して

ア 生徒の障害特性や発達段階を考慮した上で、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

イ 加害生徒の行為に対する背景にも目を向け、必要に応じて関係機関と連携のもと必要な対策を講じる。

(7) いじめ発生時の対応

人権教育及びいじめ対策委員会を中心として、組織的に対応する。



- ・分校管理職、部主事、生徒指導課長、特別支援コーディネーター
養護教諭、当該学年主任等の関係する職員で決定する。

①情報の整理をする。客観的な事実の確認（いじめを受けた子ども、いじめをした子ども、関係する子ども、いじめの様子、緊急性など）

②対応の方針を決める。事情聴取の仕方や支援、指導の対応方法等

③役割を明確にする。

- ・いじめを受けた子どもへの事情聴取、支援：学年主任、部主事等
- ・いじめた子どもへの事情聴取、指導：学年主任、部主事等
- ・周囲にいた子ども、や教員への事情聴取：学年主任、部主事等
- ・友達等、周囲の子どもや全体への指導：学年主任、部主事等

- ・保護者への対応（両者）：部主事、分校管理職等

事実関係の聴取と支援・指導

＜基本となること＞

- ・聴取内容、指導経過等については、各自記録を取る。留意点として、時系列に沿って事実のみを記載する。
 - ・いじめの事実を保護者に伝える。
 - ・いじめを受けた子ども、いじめをした子ども双方の保護者間で争いが起きないように、保護者と情報を共有する。
 - ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、警察や児童相談所等に相談、連携して対応する。
 - ・子どもの生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れのある場合は、直ちに警察に通報し適切な援助を求める。
 - ・校長は、いじめた子どもに対し、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すために適切に懲戒を加えることができる。
 - ・いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。
- ※いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていること。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・子どもが自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負わせた場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・うつ病など精神性の疾患を発症した場合
- ②欠席原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（年間30日を目安）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間、連続して欠席しているとき。

(2) 重大事態への対応（フローチャート）

別紙1 参照

7 学校いじめ対策組織

(1) いじめの防止等のための組織

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実行的に行うために、管理職及び複数の教員等からなる組織を定める。
また、いじめの相談や通報の窓口を担う機能も有する。

(2) 人権教育及びいじめ対策委員会

校長、分校管理職、部主事、事務長、生徒指導課長、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、生徒指導課（人権担当）

(3) 委員会の役割 ※＜別紙２＞参照

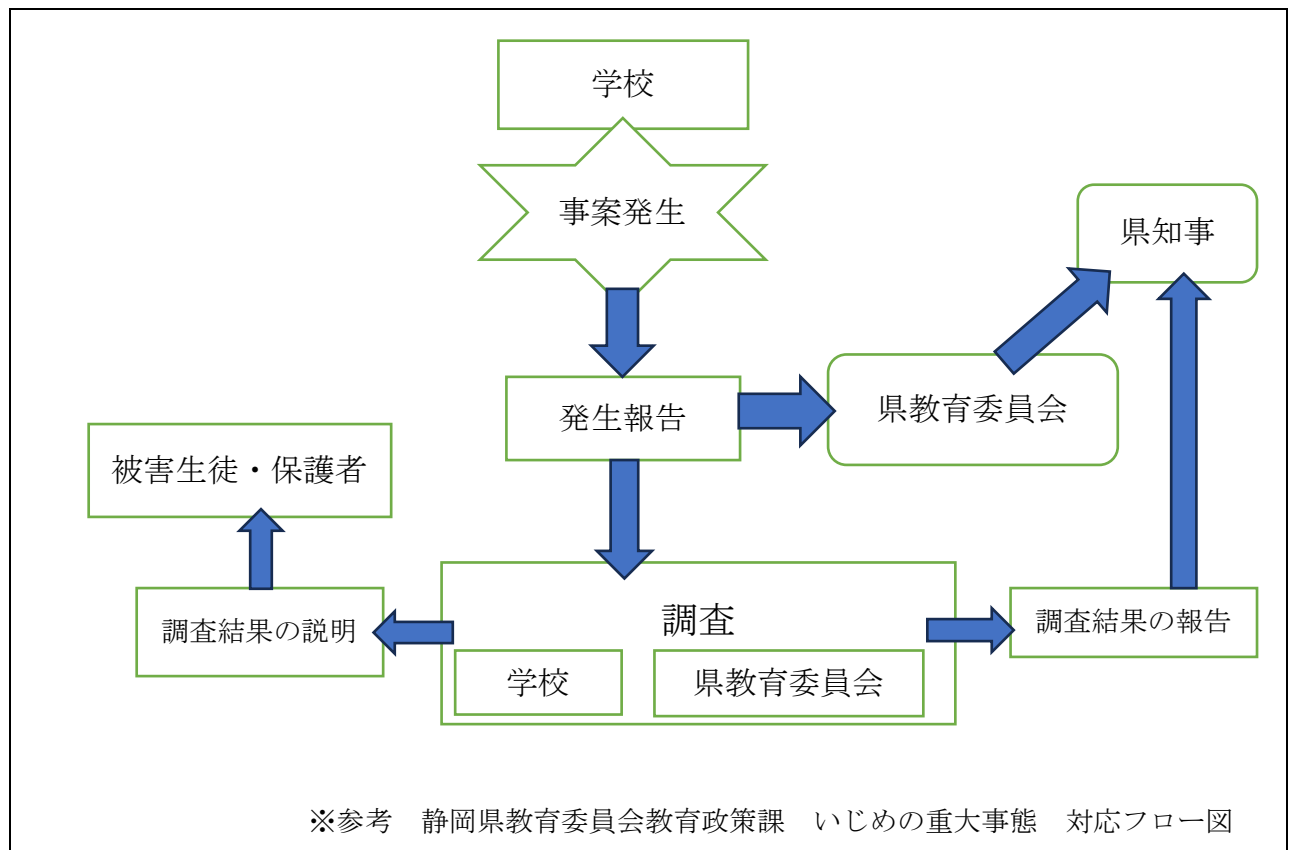
時期	内容
4 月	・ 人権教育及びいじめ対策委員会を開催し、いじめの防止と対策の基本方針を確認する。 ・ 参観会・全体懇談会にて保護者へいじめの防止と対策の基本方針を説明し、学校と家庭との連携を図る。
7 月	・ 全校一斉に生活アンケート（生徒）の時間をとり、教師の説明によって回答をする。教師が誘導することのないように、アンケート実施前に共通理解を図る。保護者アンケートは封筒に入れ、秘匿性を確保する。 ・ 企画会にてアンケートの内容を確認し、個別対応の担当を決定する。重大案件については迅速に対応策を考え、校長への報告時に承認を得る。 ・ 個別面談を実施し、アンケート内容と生徒の主張との整合性を図る。
11 月	・ 同上
3 月	国や県の動向を常に把握し、最新の情報に基づいて方針の見直しを図る。
通年	・ 生徒に関する情報収集と全職員への情報共有 ・ 校内支援検討委員会との連携 ・ いじめの相談窓口の開設と周知

(4) 相談窓口を設け、相談員を下記のとおりとする。

分校管理職 部主事 養護教諭 特別支援教育コーディネーター
生徒指導課長

ハラスメント相談窓口の周知徹底を図るため、4月の参観会・全体懇談会にて紙面（別紙３）を配付し、口頭による説明も加える。

<別紙 1> 【重大事態の対応フロー図】



＜別紙２＞ 【取組の年間計画】

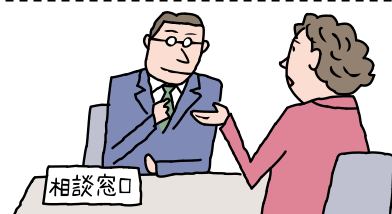
月	いじめ防止 対策委員会	未然防止の取組 ◎外部講師による研修	早期発見 の取組	保護者 地域との連携
4	○「いじめ防止基本方針」の確認	○学級・学年開き ○生徒理解と学級づくり	○学校相談員窓口の周知	○「いじめ防止基本方針」HP掲載 ○参観・懇談会 4/18
5		◎携帯マナー教室 5/12 ○道徳教育		○個別面談
6		○道徳教育		
7		○道徳教育 ○夏休みの過ごし方 ◎人権教室 7/14	○生活アンケート 7/17 ○振り返り面談～7/21	○保護者アンケート 7/6 ○進路面談 ○学校運営協議会 7/2
8				
9		○道徳教育		○学校評価アンケート ○個別面談 ○懇談会（1年）
10		○道徳教育 ◎防犯教室 10/28		
11		○道徳教育 ◎法教育 11/25		○学校公開 11/7 ○進路面談
12	○学校評価	○道徳教育 ○冬休みの過ごし方	○生活・セクハラ・体罰アンケート 12/7 ○振り返り面談～12/14	○保護者アンケート 11/30 ○学校評価アンケート
1		○道徳教育		
2	○自己評価	○道徳教育		○学校評価の結果公表 ○学校運営協議会 2/5 ○個別面談
3	○基本方針の見直し	○道徳教育 ○春休みの過ごし方		
通年	○いじめに関する情報収集と全職員への情報共有 ○対応策の検討 ○校内支援検討委員会	○あいさつ推進 ○スクラムグッドマナー運動 ○授業作り研修 ○分校管理職による校内巡視 ○道徳教育、体験活動の充実 ○生徒会活動 ○学級活動 ○保健指導	○健康観察の実施 ○連絡ノート ○体重測定時の身体チェック	○スクールサポーターやスクールカウンセラーなど外部機関との連携

<御前崎分校のハラスメント相談窓口>

静岡県立掛川特別支援学校御前崎分校では、ハラスメントに関する相談に対応するため、次の教職員を相談員に指名しています。

● 相談員の職、氏名

- ・副校長 木本 恭嗣 部主事 平野あゆみ
- ・養護教諭 戸田 陽奈
- ・教諭 小倉 寛子 教諭 福井 研二



● 相談内容（例）

- ・児童・生徒に対する不適切な言動・指導（体罰・乱暴な言葉・威圧的な指導等）
- ・教職員に対する不適切な言動・指導、教職員の対人関係（セクハラ・パワハラ）
- ・保護者に対する不適切な言動（電話対応等）
- ・児童・生徒の対人関係（いじめ・不登校等）・・・等



<静岡県教育委員会の通報窓口>

教育委員会では、教職員による不正行為等の未然防止及び早期発見を図るため、通報窓口を設置しています。

● 通報の窓口（教育総務課勤務条件・監察班）

電 話：0120-793-242

E-mail：kyoiku-tuho@pref.shizuoka.lg.jp

文書郵送先：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県教育委員会教育総務課勤務条件・監察班宛



● 通報の対象者

教育部及び県立学校に勤務する教職員並びに市（指定都市を除く）町立学校に勤務する県費負担教職員（臨時及び会計年度任用職員を含む）

● 通報の対象

- ・職務の内外を問わず法令に違反すると考えられる行為
 - ・職務上の義務に違反すると考えられる行為
 - ・その他公正な職務の執行を損うおそれのある行為
- （※ ハラスメントに関する通報も受け付けています。）

● その他

- ・匿名による通報も可能です。なお、匿名による通報の場合、通報者に対する調査結果等の回答は行いません。
- ・通報窓口には女性職員もおります。セクシュアル・ハラスメントの通報など、女性職員による対応を希望される場合は、その旨お申し出ください。